

## 事業等名

## 中小企業振興資金

## 融資・税制優遇

## ▼こんなときに

経営基盤の強化や事業の発展のために資金が必要なとき

## ▼こんな支援が受けられます

## ○一般的な事業資金が必要なとき

資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
経営支援資金 (一般枠)	汎用的な事業資金	1.50%	設備7年 運転5年	設備3,000万円 運転2,000万円
経営支援資金 (経営者保証非提供促進枠)	保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望している法人である中小企業者向けの汎用的な事業資金	1.50%	10年	8,000万円 (セーフティネット保証 4号および5号に該当するものとして市町村長の認定を受けた者については、1億6,000万円)
経営支援資金 (小規模企業者枠)	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業、娯楽業は20人)以下の小規模企業者向けの汎用的な事業資金	1.45%	設備7年 運転5年	1,500万円
経営支援資金 (小規模企業者特別枠)		1.25%		1,000万円

## ○1年以内の短期の事業資金が必要なとき、手形等を現金化したいとき

短期事業資金 (通常枠)	仕入れ、代金決済等に必要な運転資金	2.20%	1年	1,500万円
短期事業資金 (手形・電子記録債権割引枠)	下請代金として受け取った手形等の割引資金(受注企業として滋賀県産業支援プラザへの登録が必要)		割引期間 150日以内	
短期事業資金 (原油価格・物価高騰対応枠)	原油価格や原材料価格の上昇による経済環境の悪化に対処し、経営安定を図るための代金決済等に必要な運転資金	2.20%以内 (固定)	1年	1,000万円

## ○売上の減少など経営状況が厳しいとき、借換により返済負担を軽減したいとき★

セーフティネット資金 (新規枠)	セーフティネット保証が利用できる方 ・不況業種を営み売上等が減少している方 ・取引先企業が倒産等した方 等	1.00%	設備10年 運転7年 (4号、5号認定は 10年)	1億円
セーフティネット資金 (借換枠)	※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用 できません(増額も可)	1.50%	7年 (4号、5号認定は 10年)	2億2,000万円
セーフティネット資金 (ポストコロナ新規枠)	・セーフティネット保証4号または5号が 利用できる方 ・売上高または利益率が減少している方 ・金融機関による伴走支援を受けられる方 等 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用 できません(増額も可)	1.00%	10年	ポストコロナ新規 枠・借換枠あわせ て、1億円
セーフティネット資金 (ポストコロナ借換枠)		1.50%以内 (固定)		
緊急経済対策資金 (新規枠)	売上、利益等が減少している方 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用 できません(増額も可)	1.25%	7年	5,000万円
緊急経済対策資金 (借換枠)		1.50%	10年	8,000万円

○新分野への進出や多角化、海外への事業展開、事業承継、社会的課題の解決に資する分野での事業拡大、またはCO<sub>2</sub>ネットゼロやDXなど特定の経営課題に取り組むとき

政策推進資金 (事業継続・新事業促進枠)	経営革新計画等の実施や事業の多角化、海外展開等を行う方	1.25%	10年	1億円 (県等の認定を受けた計画を実施する場合は2億円)
政策推進資金 (事業承継枠)	安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る方	1.00%	10年	1億円
政策推進資金 (SDGs推進企業応援枠)	社会的課題の解決に資する産業分野の事業を行っている方で、事業を拡大する方	1.25%	設備10年 運転5年	1億円
政策推進資金 (再生支援枠)	中小企業活性化協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づき事業を行う方	金融機関所定	10年 (特に必要と認め る場合は、15年)	1億円
政策推進資金 (CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進枠)	「しがCO <sub>2</sub> ネットゼロ」ムーブメント」の取組に賛同し、省エネ設備、再生可能エネルギー設備、蓄電池を導入する方	1.00%	設備10年	1,000万円 (蓄電池については、 8,000万円)
政策推進資金 (がんばる企業応援枠) ※プロパー協調融資	保証協会保証付融資と保証のつかない金融機関直接融資(プロパー融資)を受け、策定した事業計画を実行することで物価高騰等の影響から脱却を図る方	1.50%以内 (固定)	10年	4,000万円 ※同時にプロパー融資 を保証協会保証付融資 の2分の1以上実行する こと
政策推進資金 (DXデジタル推進枠)	デジタル技術の活用やシステムの導入等によりDXに取り組み、成長・競争力の強化を図ろうとする方	1.50%以内 (固定)	10年	3,000万円

○開業のための資金、開業後5年未満の方が事業資金を必要とするとき

開業資金 (創業枠、創業サポート 枠、女性創業枠)	新たに事業を開始しようとする方 (開業後5年未満まで利用可能)	1.00%	7年	2,500万円 (認定特定創業支 援等事業の支援を 受けた方で市町の 証明を受けた方 は、3,000万円) (女性創業枠の場 合は1,000万円)
---------------------------------	------------------------------------	-------	----	--


★県では、物価高騰等の影響を受けている中小企業者の方に利用いただける融資制度をご用意しています。詳細は、県ホームページ（「滋賀県 物価高騰 融資」で検索）をご覧ください。

- ・融資利率の他に、別途信用保証料（年0～1.9%）が必要となります。
- ・融資利率等の条件は、令和6年（2024年）4月1日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。
- ・融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。
- ・法人の場合、一定の要件を満たし信用保証料を上乗せすることにより経営者保証が不要となる場合があります。

申請期間等	随時
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係 TEL：077-528-3732 E-mail：fb00@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyuu/300703.html

事業等名	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	融資・税制優遇		
▼こんなときに				
小規模事業者の方が、経営改善のために資金が必要なとき				
▼こんな支援が受けられます				
	融 資 対 象	融資利率	融資期間	融資限度額
	常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は5人）以下の法人・個人事業主の方	1.25%	設備10年以内 運転7年以内	2,000万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所、商工会または滋賀県商工会連合会の長の推薦が必要となります。</li> <li>・担保・保証人は不要です。</li> <li>・融資利率等の条件は、令和6年4月1日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。</li> <li>・融資対象者であっても、金融機関の審査により、ご希望に添えない場合があります。</li> </ul> <p>★新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付利率の引下げなどの特例措置があります。詳しくは下記までお問い合わせください。</p>				
申請期間等	随時			
問い合わせ先	日本政策金融公庫 大津支店 国民生活事業 TEL：0570-058413（ナビダイヤル） 彦根支店 国民生活事業 TEL：0570-058452（ナビダイヤル） 最寄りの商工会・商工会議所（巻末の問い合わせ先一覧を参照） ホームページ：https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html			

事業等名	地域未来投資促進法に基づく設備投資等に対する支援措置	融資・税制優遇
▼こんなときに		
地域の特性を活かした新しい事業展開等を行うにあたって設備投資をしようとするとき		
▼こんな支援が受けられます		
<p>◎滋賀県に対し、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画」を申請し、承認を受けた事業者が対象となります。</p> <p>&lt;主な支援制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税の優遇措置 事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税の特別償却または税額控除を受けることができます。</li> <li>・地方税の優遇措置 不動産取得税の不均一課税（1/10）を受けることができます。一部の市町で固定資産税の優遇制度があります。</li> </ul> <p>条件や手続き等、詳しくは下記ホームページをご覧ください。</p>		
申請期間等	設備投資開始前に県の承認が必要	
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業立地推進係 TEL：077-528-3792 E-mail：fa01@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyuu/17890.html	

事業等名	「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」(地方拠点強化税制)		融資・税制優遇
▼こんなときに	県内への本社機能の移転・拡充に伴い、事務所・研究所・研修所の新增設、賃借等をしようとするとき		
▼こんな支援が受けられます	<p>◎滋賀県に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受けた事業者が対象となります。</p> <p>&lt;主な支援制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物等の取得価額に対する税制優遇措置(オフィス減税) 特定業務施設の新設または増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却または税額控除の適用を受けることができます。</li> <li>本社機能に従事する従業員の増加に対する税制優遇措置(雇用促進税制) 特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る法人税等の税額控除の適用を受けることができます。</li> <li>地方税の優遇措置(令和6年度以降は未定) 事業税(移転型事業のみ)および不動産取得税について、地方税の課税免除または不均一課税の適用を受けることができます。</li> </ul> <p>条件や手続き等、詳しくは下記ホームページをご覧ください。</p>		
申請期間等	計画開始前(新增設の場合は建物の着工前、賃貸の場合は賃貸借契約締結前)に県の認定が必要		
問い合わせ先	<b>滋賀県 工商観光労働部 産業立地課 産業立地推進係</b> TEL: 077-528-3792 E-mail: fa01@pref.shiga.lg.jp ホームページ: <a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html</a>		

事業等名	滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定	経営・商品・サービス等の「認定・登録」		
▼こんなときに	新製品・新技術の研究開発やその成果の事業化のための事業計画について認定を受けたいとき			
▼認定を受けることで、こんな支援が受けられます	<p>○新製品・新技術の研究開発やその事業化への取組を記載された「チャレンジ計画」の認定を受けると、次のような支援策があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な支援策</td> <td>           ①滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 [研究開発]            ②滋賀県市場化ステージ支援事業補助金 [販路開拓]            ③滋賀県の政策推進資金(新事業促進枠) [制度融資]         </td> </tr> </table>		主な支援策	①滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 [研究開発] ②滋賀県市場化ステージ支援事業補助金 [販路開拓] ③滋賀県の政策推進資金(新事業促進枠) [制度融資]
主な支援策	①滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 [研究開発] ②滋賀県市場化ステージ支援事業補助金 [販路開拓] ③滋賀県の政策推進資金(新事業促進枠) [制度融資]			
申請期間等	通年 ※審査会の開催時期等につきましては、下記問い合わせ先までご連絡ください。			
問い合わせ先	<b>工商観光労働部 イノベーション推進課 近未来技術・スタートアップ推進係</b> TEL: 077-528-3794 E-mail: fd0002@pref.shiga.lg.jp ホームページ: <a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/302987.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/302987.html</a>			

事業等名	滋賀県リサイクル製品認定制度	経営・商品・サービス等の「認定・登録」
▼こんなときに	廃棄物等を資源として製造されたりリサイクル製品について、認定を受けたいとき	
▼認定を受けることで、こんな支援が受けられます	<p>県内で発生する循環資源を利用し、主に県内事業所で製造加工された製品について、「滋賀県リサイクル認定製品」として認定します。認定を受けた製品に対する滋賀県の取組は以下のようなものが挙げられます。(取組のうちの一部を抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定証を付与するとともに、県ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布を行い、普及啓発を図ります。</li> <li>○公共工事等を通じて自ら率先利用に努めます。</li> <li>○認定事業者は、認定製品に滋賀県リサイクル認定製品である旨の表示をすることができます。</li> </ul> <p>☆留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○既に全国流通している物や用途が一般化している製品は対象から除きます。</li> <li>○県が製造業者に代わって品質・性能等を保証するものではありません。</li> </ul>	
申請期間等	随時募集中(※審査のため認定まで時間を要します。申請前にご相談ください。)	
問い合わせ先	<b>滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 資源循環推進係</b> TEL: 077-528-3472 E-mail: df00530@pref.shiga.lg.jp ホームページ: <a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13431.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13431.html</a>	